

令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局こども家庭部 子育て給付課
-----	--------------------

1. 基本情報

事業名称	児童福祉施設入所費用等扶助費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市児童福祉施設入所費用等助成規則	
事業開始年月日	昭和54年4月1日	
最終改正年月日	令和3年7月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	・児童福祉施設に入所措置されている児童の保護者等の経済的負担の軽減 ・児童福祉の増進に寄与	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	児童福祉施設若しくは児童発達支援事業を利用し、または里親等への委託を受けている児童の保護者等に対し、利用者負担額や入所又は委託の後に要する費用の全部または一部を助成することにより、保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的としている。 ※乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設への入所措置児及び里親・小規模住居型児童療育事業に委託された児童については、子育て給付課が所管、それ以外の障害児の通所等については療育支援課が所管している。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	不明	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	児童福祉法その他の法令改正に伴う制度改正はあったが、いずれも制度自体の見直しではない。	
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	児童福祉施設若しくは児童発達支援事業を利用し、又は里親等への委託を受けている児童の保護者等	助成基準額は世帯の扶養義務者の税額等による階層区分による

2. 事業実績

子育て給付課		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	1,182	915	993	1,400
	うち一般財源	1,182	915	993	1,400
	決算(見込)額	717	1,620	1,598	1,477
対象者数・ 交付件数など	助成実児童数	13	18	19	15
	助成実保護者数	8	13	13	11

療育支援課		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	381	432	758	936
	うち一般財源	381	432	758	936
	決算(見込)額	326	256	716	928
対象者数・ 交付件数など	助成実児童数	2	2	11	15
	助成実保護者数	2	2	11	15
		入所(2)多子(0)	入所(2)多子(0)	入所(5)多子(6)	入所(5)多子(11)

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	参考 ※児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金 (国→都道府県・指定都市・児童相談所設置市) ※児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則 (県→県内児相)
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	なし				
業務頻度 (年1回・月1回など)	月1回程度(職員1人あたり2時間程度を職員2人で執行)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所管課	健康福祉局こども家庭部 子育て給付課
事業名称	児童福祉施設入所費用等扶助費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 実態と目的の乖離の可能性	・近年、虐待を理由とする措置入所が増加しており、経済的負担の軽減という目的に即していないケースがある。	・経済的な困難が虐待の原因になっているケースもあることから入所の実態把握を行い、本事業の制度内容や実態が目的である経済的負担の軽減に即しているか検証を行う。
2 事業や事務のあり方	・R8の市児童相談所の開設に伴い、入所措置や負担金の賦課等の一連の業務が県から市に移譲される予定である。そのため、利用料への助成事務の効率化等を検討する余地がある。	・事務効率化や本事業のあり方について検討する。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 実態と目的の乖離の可能性	—	—
2 事業や事務のあり方	—	—